資料③

国の動向及び本県の特別支援教育に係る取組について

青森県教育庁学校教育課

【国】「令和の日本型学校教育」について

１　目指すところ（一体的に充実すること）

- ＩＣＴの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備による「個別最適な学び」
- 「日本型学校教育」において重視されてきた「協働的な学び」

２　新時代の特別支援学校の基本的な考え方

- 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、就学先決定の仕組みに関する制度の改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加など、特別支援教育をめぐる状況の変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備の推進　⇒関係機関等の連携が非常に重要

４．新時代の特別支援教育の在り方について

（１）基本的な考え方

- 特別支援教育への理解・認識の高まり，制度改正，通級による指導を受ける児童生徒の増加等，インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- 通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

（２）障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

① 就学前における早期からの相談・支援の充実
- 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
- 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため，教師や特別支援教育コーディネーター，特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修機会の充実
- ５歳児健診を活用した早期支援や，就学相談における情報提供の充実

② 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援について
- 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容の充実

③ 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実
- 特別支援学級の児童生徒が，特別支援学級に加え，在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組の充実，年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
- チェックリストの活用等による通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の特性の把握・支援，在籍する学校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
- 学校施設のバリアフリー化の推進に向けた学校設置者の取組支援
- 通常の学級，通級による指導，特別支援学級といった障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備等

④ 特別支援学校における教育環境の整備
- ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- 必要な最低基準としての特別支援学校の設置基準策定，教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
- 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
- 知的障害者である児童生徒が各教科等において育むべき資質・能力を児童生徒に確実に身に付けさせる観点から，著作教科書（知的障害者用）を作成
- 特別支援学校に在籍する児童生徒が，地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の普及推進

⑤ 高等学校における学びの場の充実
- 小中学校から高等学校への適切な引き継ぎを行い，個別の教育支援計画や指導計画の作成・活用による適切な指導・支援を実施
- 通級による指導の充実や指導体制，指導方法など，高等学校における特別支援教育の充実，教師の資質向上のための研修
- 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
- 卒業後の進路に対する情報の引継ぎなど，関係機関等の連携促進

（３）特別支援教育を担う教師の専門性向上

① 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識，個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
- 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築，管理職向けの研修の充実
- 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに，体系的な研修を実施

② 特別支援学級，通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- 個別の指導計画等の作成，指導，関係者間の連携の方法等の専門性の習得
- OJTやオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実，発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用

③ 特別支援学校の教師に求められる専門性
- 幅広い知識・技能の習得，専門的な知見を活用した指導，複数障害が重複している児童生徒への対応
- 広域での研修や人事交流の仕組みの構築，教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進，免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

（４）関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携，保護者も含めた情報共有，保護者支援のための連携体制の整備，障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- 特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等の学校間での引き継ぎに当たり，統合型校務支援システムの活用などの環境整備を実施
- 個別の教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供・共有の仕組みの検討に向け，移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築，医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討，中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

9

（出典）
中央教育審議会
令和３年１月２６日
答申【概要】

【国】次期学習指導要領について

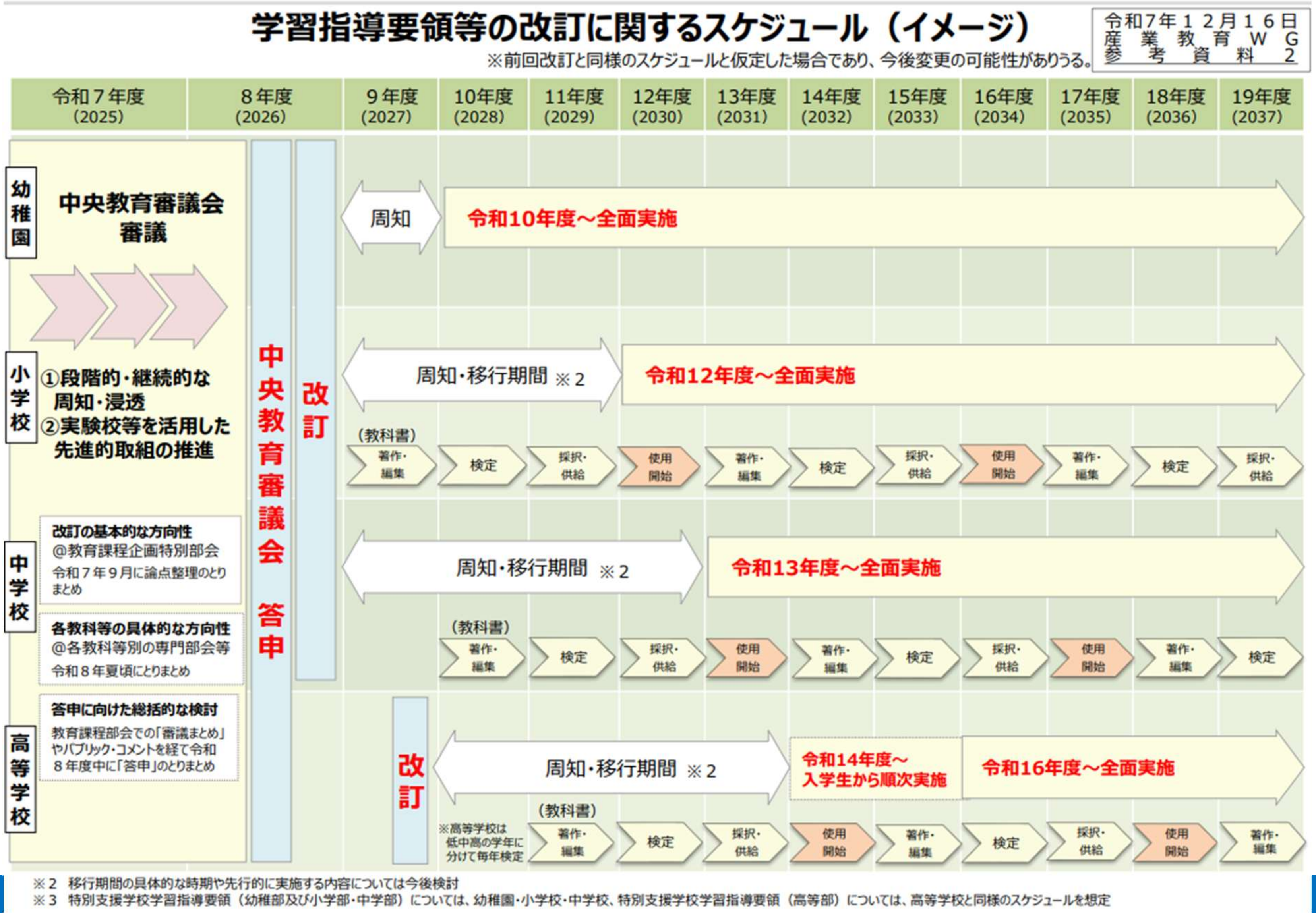

（出典）
中央教育審議会
教育課程部会産業教育
ワーキンググループ
令和7年12月16日

【国】次期学習指導要領改訂の方向性①

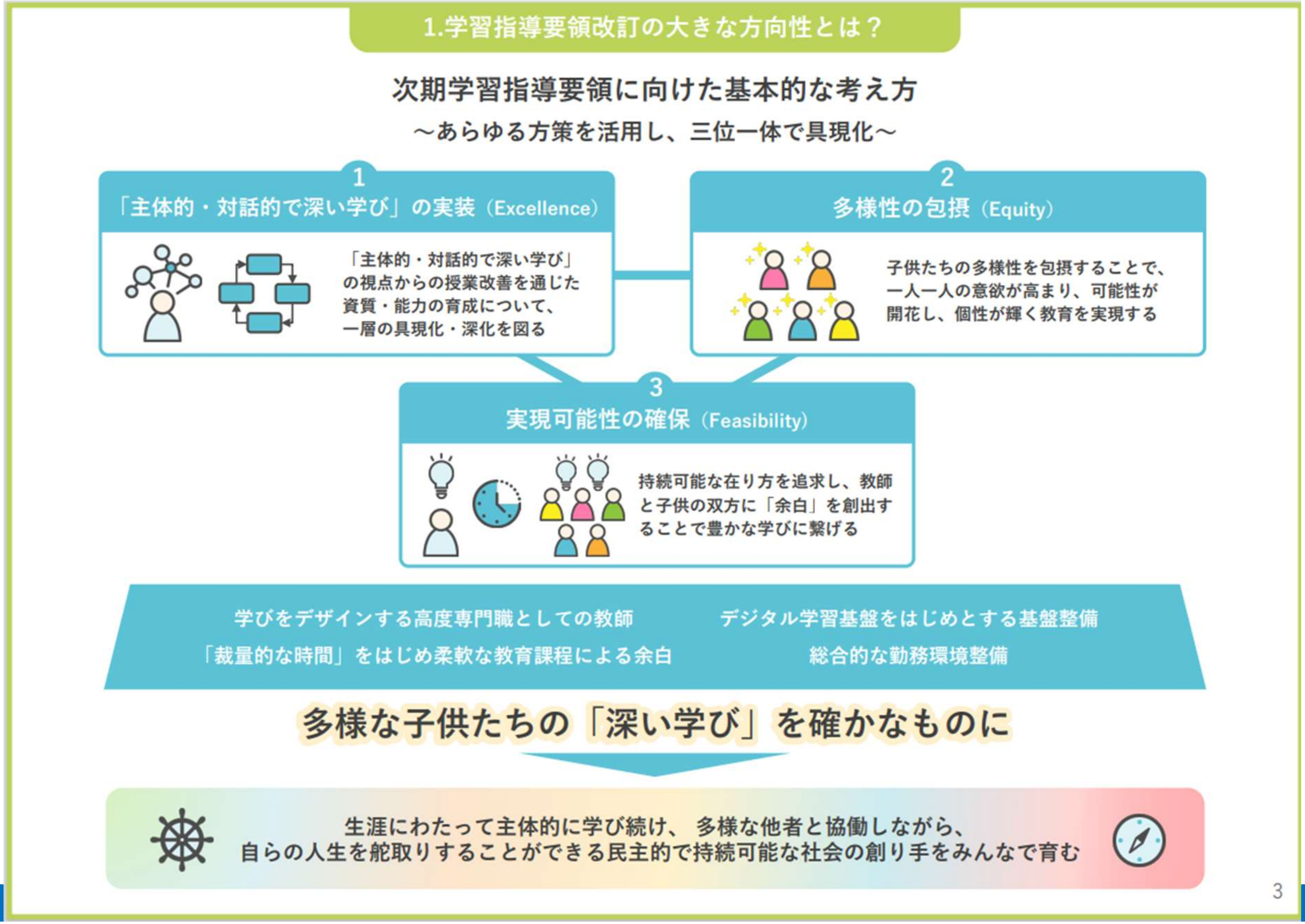

（出典）
中央教育審議会
教育課程企画特別部会
令和7年9月25日

【国】次期学習指導要領改訂の方向性②

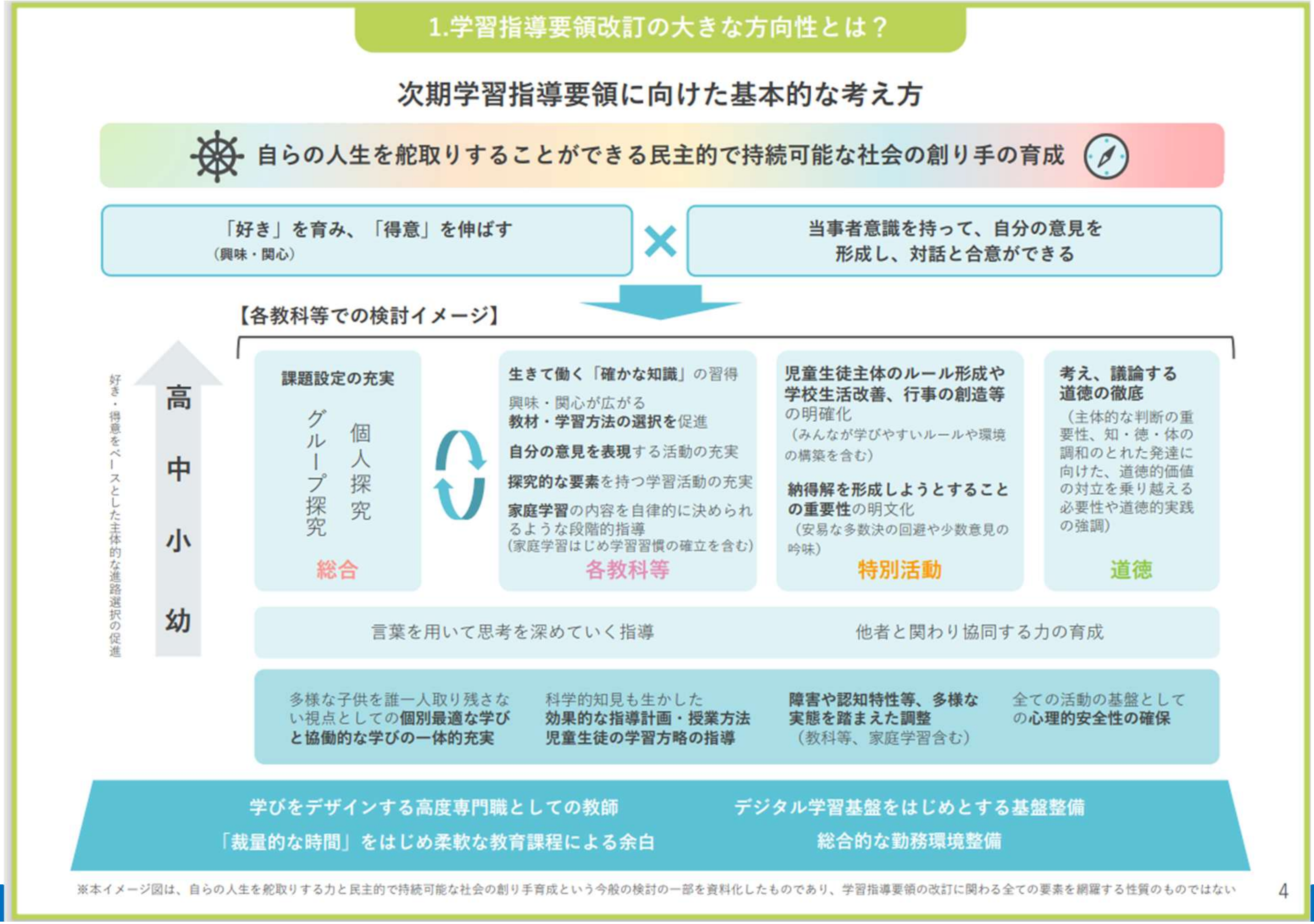

（出典）
中央教育審議会
教育課程企画特別部会
令和7年9月25日

【国】次期学習指導要領改訂の方向性③

7.その他の検討事項の方向性は？

（1）カリキュラム・マネジメントの在り方

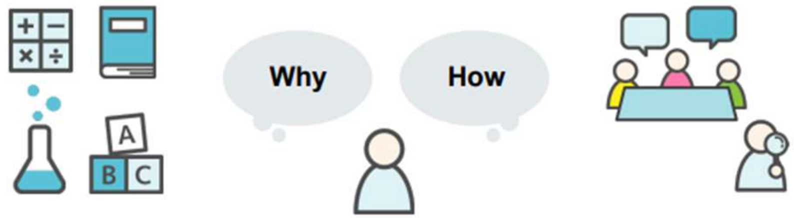

カリマネが「何のために」「どのように」行われることが期待されるかについて具体化し、教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう考え方を整理する。

（2）高等学校入学者選抜

多様な生徒の個性・特性を踏まえた選抜を充実させ、中学校以下との円滑な接続に資するよう改善を行う。

（3）産業教育

産業構造の変化などを踏まえ、データサイエンス・AIを活用した実践的な学びを充実させ、産業教育の教育課程を改善する。

（4）特別支援教育

通常の学級における合理的配慮の提供の充実、通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し、特別支援学校や特別支援学級における教育活動全体を通じた自立活動の指導などにより、特別支援教育を充実させる。

（5）幼児教育

すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通した学びを保障するために幼児教育を充実させる。

29

（出典）
中央教育審議会
教育課程企画特別部会
令和7年9月25日

【国】文部科学省の特別支援教育に関する主な事業

特別支援教育の充実

令和8年度予算額（案）　51億円
（前年度予算額　51億円）

文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置　4,642百万円(4,562百万円)（拡充）
5,300人分（+400人増）

・学校における医療的ケア看護職員の配置(修学旅行等や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援

◆医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究　13百万円(31百万円)

・医療的ケア児への保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業　57百万円（89百万円）

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究
・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業（新規）
・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業（新規）
・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆インクルーシブな学校運営モデル事業　77百万円（77百万円）

・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実事業　36百万円（40百万円）

①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教師を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のためのコンテンツを開発（新規）
②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆外部専門家の配置等　180百万円(156百万円)

①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援(拡充)
②災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

障害のある子供のICT環境の整備

◆入出力支援装置の整備　令和7年度補正予算額　473百万円

・障害のある児童生徒が１人１台端末（パソコンやタブレット）等を効果的に活用するために必要な入出力支援装置を整備（補助率10/10）
<整備例> 視線入力装置、音声文字変換システム、点字ディスプレイ等

国立特別支援教育総合研究所におけるセンターの新設

◆ウェルビーイングS&Iセンター（仮称）の新設　73百万円（新規）

・強度行動障害等の国の政策課題に迅速かつ的確に対応するための「ウェルビーイングS&Iセンター（仮称）」の新設に係る経費

注）［点線枠］内の事業経費に加え、特別支援教育就学奨励費及び国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等については別途計上　（担当：初等中等教育局特別支援教育課）

【国及び本県】個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成①

令和５年度　通常の学級における個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率

令和６年９月６日文部科学省公表

	個別の指導計画		個別の教育支援計画	
	青森県	全国	青森県	全国
幼小中高	82.3%	88.3%	49.7%	83.6%
小学校	90.6%	88.8%	55.2%	83.3%
中学校	61.4%	86.5%	52.2%	84.2%
高等学校	39.4%	82.5%	28.9%	81.5%

通常の学級に在籍する児童生徒で、学校等が個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に作成されている人数の割合

【国及び本県】個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成②

通常の学級に在籍する幼児児童生徒に対する個別の指導計画の作成状況

令和６年９月６日文部科学省公表

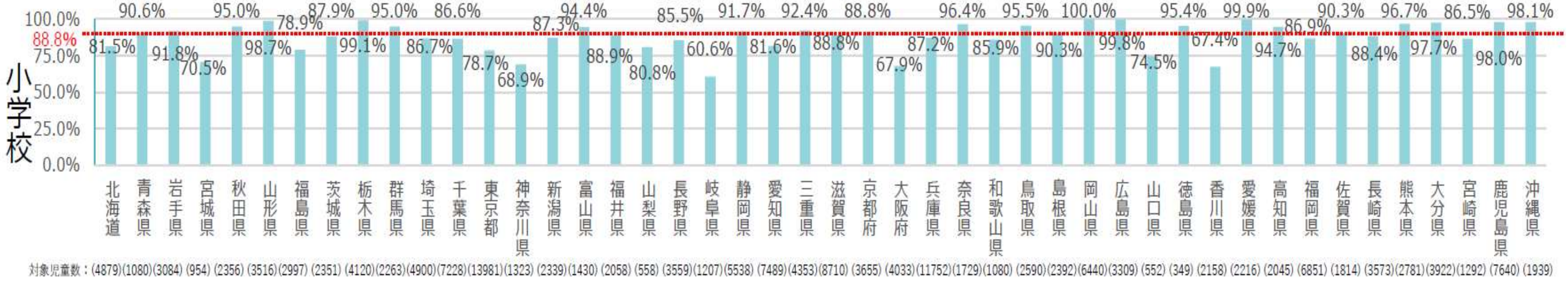

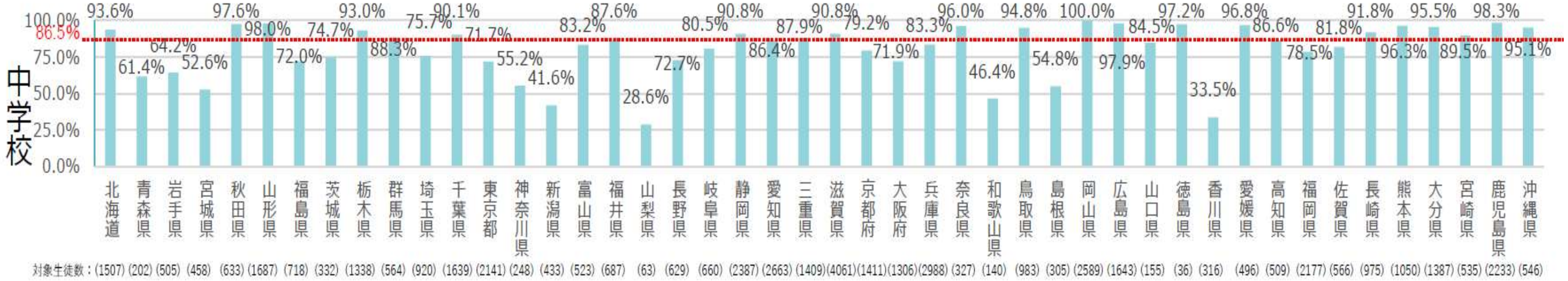

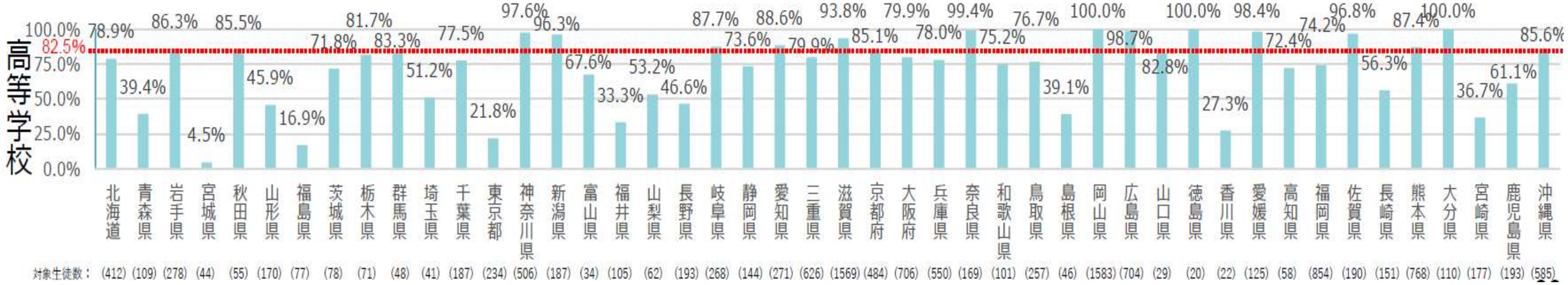

【国及び本県】個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成③

通常の学級に在籍する幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成状況

令和６年９月６日文部科学省公表

【本県】特別支援教育推進の重点①

Ｒ８重点課題「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」

1　特別支援学校におけるセンター的機能の充実

○特別支援教育巡回相談や外部機関と連携した教育相談等の充実・強化
- 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実に係る支援
- 地区特別支援連携協議会における特別支援教育エリアコーディネーターの活用
- 関係部局と連携した相談体制の充実（発達障がい児、難聴児、医療的ケア児等）

○早期支援の充実と適切な就学に向けた関係機関等との連携・協力
○聾学校における巡回型通級による指導の在り方検討・試行

2　教職員の専門性の維持・向上

○特別支援学校教諭免許状保有率の向上
○学習指導要領の理解の深化と授業実践の充実
- 個別の教育支援計画による関係機関との連携、個別の指導計画を活用した指導と評価の一体化の推進
- スクールミッション等に基づいた地域や学校の特色を踏まえた教育課程の編成

○特別支援教育に関する研修の充実
- 医療的ケア担当教員や看護師等への研修の充実
- 積極的な中央研修等への派遣及び他校種との人事交流による人材育成

【本県】特別支援教育推進の重点②

３　特別支援学校の学習環境の充実

〇学習環境の改善・整備
- 校舎移転、併設に係る調整、教室不足解消等への対応

〇スクールバス運行体制の充実

〇医療的ケア実施体制整備の充実
- 医療的ケア児の通学支援の検討
- 医療的ケア児の災害に備えた体制の充実

〇一人一人の障がいの状態に応じた学びの場の充実

４　自立と社会参加に向けたキャリア教育・職業教育の充実

〇キャリア教育の充実
- 現在及び将来の生き方を考える指導の充実と家庭等との連携

〇進路指導の充実と就労支援に係る体制整備
- 関係機関や外部専門家との連携による進路指導の充実

５　学校・地域等との連携推進

〇学校運営協議会を活用した地域とともにある学校運営の充実

〇交流及び共同学習の推進（居住地校交流・学校間交流）

〇生涯学習を踏まえたスポーツ・文化芸術活動の推進
- 令和８年「あおもり国スポ・障スポ」開催に向けた教育活動の充実
- 地域資源を活用した教育活動の充実

６　健康・安全教育の推進

〇教育活動全体を通した健康・安全に関する指導の充実
- 防災及び危機管理体制の強化と教育活動の充実

【本県】特別支援教育の充実について

1 チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業

○小・中・高等学校の校内支援体制の充実・強化

・実践強化校連絡協議会　６月１９日（金）（県学セ）
・保護者等対象研修会　　６地区で開催

○通級による指導担当者の専門性向上

・第１回連絡協議会　７月２７日（月）（県学セ）
・第２回連絡協議会　６地区で開催予定
・県立特別支援学校の巡回型通級による指導の検討

通級による指導の手引［新訂版］
・実施手続等編
・指導の実際編

2 医療的ケア児への教育の充実

○教員・看護師等の医療的ケア関係者への研修

・基本研修　７月２９日（水）～３０日（木）（県社セ）
・情報交換会　１０月１６日（金）（オンライン）
・連絡協議会　　１月　８日（金）（オンライン）

○医療的ケア児通学支援事業

・検討会　５月、１０月、１月（県庁ほか）
・通学支援の試行的実施　対象を拡充して実施

○医療的ケアに関する研修の在り方検討会

・検討会　５月、１０月、１２月（県庁ほか）
・指導層対象試行研修実施　７月、１１月（オンライン）

3 特別支援学校における「好き」を見つける学びの充実支援事業

○地域との連携による児童生徒一人一人の障がいの状態に応じたキャリア教育の取組を支援

・文化芸術体験の充実
　創造・発表・鑑賞、地域芸術家活用
・スポーツ活動の充実
　継続実施、外部指導員活用
・社会体験活動の充実
　福祉・労働学習、地域貢献
・探究的学習の充実
　地域課題探究、観察・実験・調査・発表

4 障がいのあるこどものための総合支援事業

○「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化

・医療、保健、福祉、労働等の関係機関や市町村教育委員会等と連携した協議会の開催
・各地区における教育相談・研修会の開催
・地区特別支援連携協議会事務局校
　（東青）青森聾　（西北）森田養
　（中南）弘前聾　（上北）七戸養
　（下北）むつ養　（三八）八戸盲･聾

チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業費

事業の目指す姿（アウトカム）

現状　→　事業終了後の姿

◆ 全国調査結果より、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする**児童生徒が増加**
・学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合
小・中学校 H24：6.5％ → R4：8.8％、高等学校 R4：2.2％

◆ 公立小・中・高等学校に設置されている校内委員会は、校内の教員による**情報共有のみ**に留まっている
・外部専門家に意見を聞いている小・中学校：推定値 14.8％、高等学校：推定値 9.9％（全国調査結果より）

→外部機関と連携した校内委員会での検討により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導の充実及び合理的配慮の提供事例を増やす
→通常の学級における個別の教育支援計画の作成率の向上を目指す（R4年度:47％→R8年度:90％）

◇ 通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている**児童生徒が増加**しており、指導者の**育成が必要**
・直近10年で小・中学校の通級による指導を受ける児童生徒数は1.8倍に増加
・県立高等学校３校で通級による指導を受ける生徒数　R5　76名

→通級による指導の取組や具体的支援の方法の共有、通常の学級へ普及

課題

◆ 特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰが中心となり外部機関と連携した校内支援委員会により具体的支援の充実が必要
◇ 校種の異なる通級による指導担当者の指導ノウハウや実践等の情報共有の場の構築が必要

目指す姿を実現するための取組（アウトプット）

【概要】小・中学校、義務教育学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特性に応じた学びを支援するため、地域資源を活用し校内支援体制の充実を図るとともに、通級による指導を担当する教員の専門性の向上を図る。

取組１　外部機関と連携した校内支援体制の充実・強化

（１）特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを中心とした校内委員会運営への支援
・実践強化校を指定（小・中学校等　合計６校）
・地域の支援センター等関係機関や特別支援学校のセンター的機能を活用した校内委員会の開催による児童生徒への具体的支援等の検討
・実践強化校の取組事例等について小・中学校等へ周知

（２）教員及び関係機関職員対象の研修会の開催
・実践強化校による事例の共有（協議会の実施、年１回）
・学校全体が共通の意識で取り組めるよう、実態把握の視点や合理的配慮、自立活動等に関する研修の実施（各校年１回以上）
・保護者等に向けた研修会の開催（各地区年１回）

取組２　通級による指導担当者等の専門性向上

（１）通級による指導担当者等連絡協議会の開催（年２回）
・小・中学校等の通級による指導担当教員及び市町村教育委員会担当者等を対象に、各校の実践の共有及び協議等の実施
・通級による指導の手引の活用方法等に関する情報提供

（２）県立特別支援学校における巡回型通級による指導の検討
・県内聾学校３校における巡回型通級による指導の検討
・試行の実施・評価・検証

施策:こどもⅡ-1
多様な教育的ニーズへの対応

令和8年度当初予算財務部長査定説明資料　　　教育庁学校教育課

特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業

事業の目指す姿(アウトカム)

現状　→　**事業終了後の姿**

● **医療的ケア児の在籍状況とニーズの変化**

在籍者数に占める割合は約4～5%で横ばいだが、ケアの多様化・高度化が進み、人工呼吸器等の高度なケアが必要な児童生徒が増加(例:人工呼吸器使用H24 :11人→R7:26人)

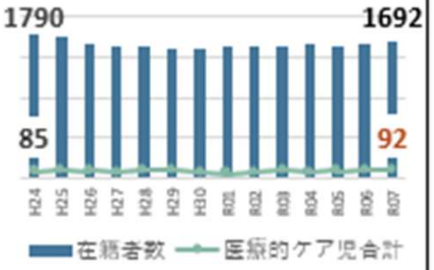

● **看護師体制**

R4・6配置基準見直しで増員し、体制強化済みであるが、複数配置校で「情報共有困難」「調整役不在」等が課題

● **通学支援**

通学生の多く(32人/43人中)が登下校時に保護者送迎であり、負担が非常に大きい。また、送迎に係る福祉サービス事業者の不足が顕著

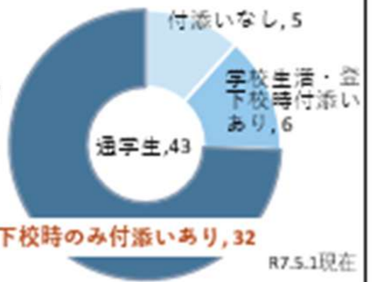

→保護者の負担を軽減するとともに、医療的ケア児が安心して学べる環境を整備し、教育の充実を推進する

課題

◆ **研修体系**:R9「指導的立場の看護師」配置を見据えた研修体系の確立と体制の標準化が急務

◆ **通学支援**:R9本格実施に向け、市町村との連携が不可欠

医療的ケア児への持続可能な支援体制の確立が必要

目指す姿を実現するための取組(アウトプット)

【概要】 関係機関との連携及び看護師等の専門性向上を通じ、医療的ケア児が安心して学べる環境を整え、保護者の負担軽減と安全・安心な校内支援体制の構築を図る

取組1　支援体制整備

- 指導医による医療的ケア実施校への巡回指導
- 医療的ケア運営協議会
- 医療的ケア実施校担当者連絡協議会
- 校内委員会　・医療的ケア基本研修
- 医療的ケアに関する研修の在り方検討会

取組2　医療的ケア児通学支援事業検討会

① **検討会の開催(年3回)**
- 円滑かつ持続可能な通学支援体制の構築について議論

② **通学支援連携コーディネーターによる支援体制構築**
- 圏域ごとに通学支援連携コーディネーターを配置
- 関係機関と連携し、保護者の負担軽減につながる具体的な支援体制を構築

③ **試行実施の拡充**
- 対象児(見込み)31人に2か月間で16回の集中的な通学支援を実施。事業者不足解消のための社会資源の組合せを検証
- 県・市町村・医療的ケア児等コーディネーターなどの役割分担を明確化し、持続可能な実施体制を確立

※送迎車両に要する経費は特別支援教育就学奨励費を活用

教育庁　学校教育課　特別支援教育推進室

特別支援学校における「好き」を見つける学びの充実支援事業 （R7～R8）

事業の目指す姿（アウトカム）

現状　→　事業終了後の姿

（1）第16期青森県生涯学習審議会による答申「障がい者の生涯学習の推進方策について」（令和6年8月20日）において、障がい者が学校在学中に多様な学習機会に触れることなどが重要と示された。
（2）特別支援学校学習指導要領において、障がいのある児童生徒の生涯学習への意欲の向上に向け、学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることが必要とされている。
（3）全ての県立特別支援学校にコミュニティ・スクールが導入され、地域資源や地域人財を活用した学習機会が急速に拡大している。
（4）特別支援学校の立地環境等から地域や関係機関と連携した体験活動の機会が制限されている。

■各校の学校評価（自己評価）において、キャリア教育に対する評価が相対的に低い。

【キャリア教育の評価が全項目の評価の平均を下回っている学校】

令和5年度　15校中10校（66.7%）
令和4年度　16校中　8校（50.0%）
令和3年度　16校中10校（62.5%）

→児童生徒が自ら積極的に学ぶなど生涯学習への意欲の向上が図られる。
（教育活動の充実に伴い、学校評価におけるキャリア教育についての評価が向上）

課 題

特別支援学校に在籍している全ての児童生徒が主体的に学び、喜びや達成感を味わえるキャリア教育の充実が急務である。

目指す姿を実現するための取組（アウトプット）

【概要】
地域資源や地域人財等を活用・連携・協働した持続可能で多様な学習活動を総合的に支援することで、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた生涯学習への意欲の向上を支えるキャリア教育の充実を図る。

取組　生涯学習への意欲を高める多様な学習活動に対する支援　3,495千円

（1）地域との連携による児童生徒一人一人の障がいの状態に応じたキャリア教育の取組を支援

①「好き」を見つける体験活動

〇文化芸術活動の充実
文化芸術活動に関する体験学習（創造、発表、鑑賞）の実施
・地域の芸術家等の地域資源を活用した授業の実施

〇スポーツ活動の充実
スポーツの継続的な実施促進（する、みる、応援する）
・外部指導員等を招聘した体育の授業等における技術の向上
・地域のスポーツクラブと連携した体育的活動の充実

〇社会体験活動の充実
福祉・労働等に関する学習活動の実施
・地域社会に貢献する取組の実施

②「好き」を見つける探究活動

〇多様な実態を踏まえた探究的な学習活動の充実
・地域課題の解決に向けた学習活動の推進
・観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動の推進

（2）取組の発信
①各校の取組を県内の特別支援学校で共有
②外部への取組紹介

【本県】障がいのあるこどものための総合支援事業

趣　旨

特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能を活用し、教育、保健、福祉、労働等の関係機関の下、発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒とその保護者に対しての教育相談を含め、一貫した支援体制の更なる充実を図る。

地区特別支援連携協議会の取組

6地区に各1校　事務局校を設置

- 東青地区：青森聾学校
- 西北地区：森田養護学校
- 中南地区：弘前聾学校
- 上北地区：七戸養護学校
- 下北地区：むつ養護学校
- 三八地区：八戸盲学校・八戸聾学校

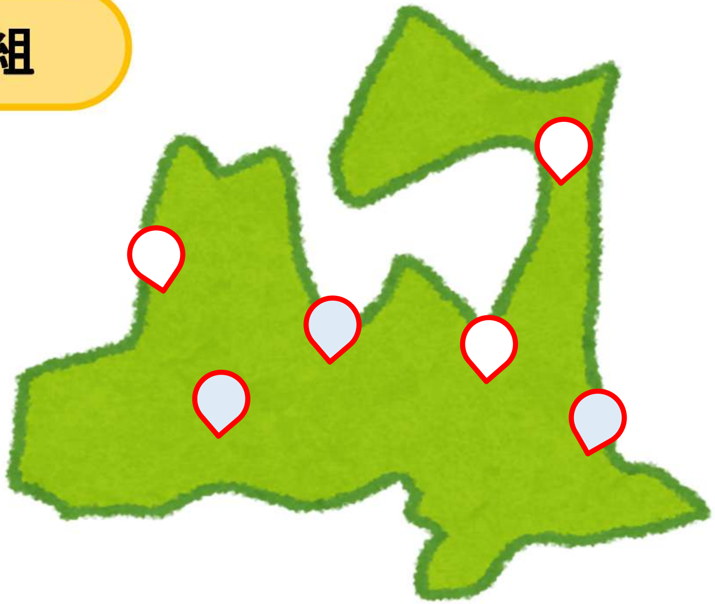

令和8年度県教育委員会の取組について
就職支援・キャリア教育関連事業（県立特別支援学校）

１　特別支援学校技能検定事業

(1)「青森県特別支援学校技能検定・発表会」の実施

令和７年１１月１８日（水）　会場：マエダアリーナほか

◆高等部生徒による技能向上に関する成果発表
→職業技能部門（清掃、接客サービス、ＰＣ入力、農業）、
　コミュニケーション部門（プレゼンテーション発表、
　パフォーマンス発表）の２部門６分野
◆「技能検定運営協議会」の設置

(2) 技能検定の改善

◆青森県版「特別支援学校技能検定」の改善
◆外部人材の活用による授業改善及び
　企業等によるデモンストレーション（技能伝達講習）

(3) 就労（進路）実現のための体制整備

◆「特別支援学校就職サポート隊あおもり」の
　認定と関係機関とのネットワーク構築
◆地域の企業や関係機関に対する理解・啓発

chance! challenge! change!

２ 県立学校就職促進関連事業

インターンシップにおける円滑な実習実施の条件整備

◆教員による巡回指導及び事前打合せの充実
◆産業現場等における実習時の生徒の賠償責任保険料を負担

【本県】青森県交流籍制度

～地域とつながる「居住地校交流」～

「共生社会」の実現に向けて特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、住んでいる地域の公立小・中学校に副次的な学籍（本県では「交流籍」という。）を置いて、交流及び共同学習（居住地校交流）を実施する。

地域で学び、
地域で育つ教育を！

～障がいのあるこどもを地域の中で、
地域のこどもと一緒に育む～

障がいのあるこどもの学びを、市町村教育委員会が中心となって、特別支援学校での障がいの状態に応じた専門性の高い学習と地域の小・中学校での同年代の友達と関わり合いながらの学習で支える。

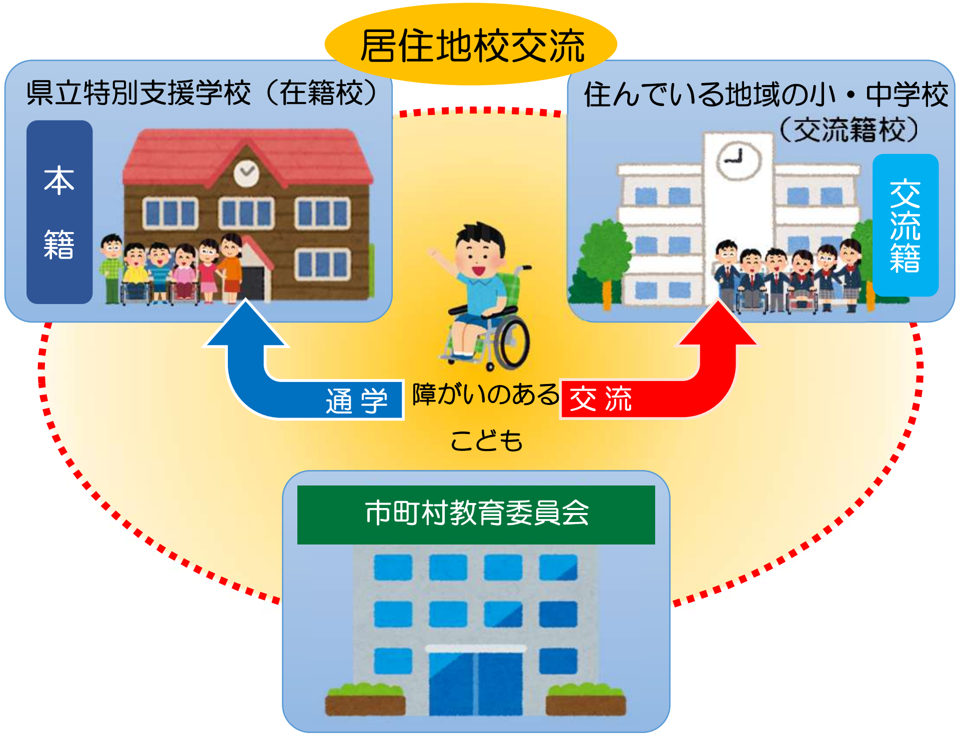

【本県】交流及び共同学習の実績

	居住地校交流（小・中学部）		学校間交流（全学部）
	実施校・実数	実施率	
平成２６年度	８校　　１８名	２．０％	１９校　９６ケース
平成２７年度	１２校　　２０名	２．３％	１９校　９７ケース
平成２８年度	１３校　　４２名	４．８％	１９校　７１ケース
平成２９年度	１３校　　６２名	７．３％	２０校　８２ケース
平成３０年度	１５校　　９９名	１１．７％	※未集計
令和　元年度	１７校　１３４名	１５．７％	１９校１０３ケース
令和　２年度	１３校　１２１名	１３．６％	１７校　６０ケース
令和　３年度	１４校　１４２名	１５．９％	１６校　８８ケース
令和　４年度	１５校　１９２名	２０．９％	１８校　９６ケース
令和　５年度	１５校　２３５名	２４．４％	２０校１２０ケース
令和　６年度	１６校　２８１名	２８．１％	２０校１２２ケース
令和　７年度	**１７校　２９２名**	**２９．１％**	**２０校１１３ケース**

【本県】ユニバーサル農業（農福連携）について

農林水産部・教育庁　農業高校と特別支援学校の農業交流会

●取組の概要
・農業高校生の障がい者に対する理解の促進と、特別支援学校生の雇用就農促進やコミュニケーション能力の向上を図るため農業交流会を実施。

●取組の結果
・中南、三八、上北地域の３農業高校と３特別支援学校で、農業交流会を６回実施し、延べ204名が参加。
・農業高校生徒が、作業内容を分かりやすく伝えるための工夫をし、特別支援学校生徒からも作業について積極的に質問するなど、双方の理解が促進された。特別支援学校生徒については農業への関心を持つきっかけとなった。

＜開催状況＞

回次	月日	内容	参加生徒
第１回	7/3	草花苗定植	七戸養護学校高等部　8名 三本木農業恵拓高等学校　8名
第２回	7/14	ミニトマト収穫	弘前第一養護学校高等部　18名 柏木農業高等学校　11名
〃	〃	カシス収穫	弘前第一養護学校高等部　18名 柏木農業高等学校　15名
第３回	9/10	りんご収穫	弘前第一養護学校高等部　16名 柏木農業高等学校　16名
第４回	10/10	りんご収穫	八戸高等支援学校　16名 名久井農業高等学校　24名
第５回	10/15	りんご収穫	七戸養護学校高等部　10名 三本木農業恵拓高等学校　4名
第６回	10/22	りんご収穫・糖度測定	八戸高等支援学校　16名 名久井農業高等学校　24名

弘前第一養護学校と柏木農業高等学校の交流

七戸養護学校高等部と三本木農業恵拓高等学校の交流

八戸高等支援学校と名久井農業高等学校の交流

（出典）
令和７年度青森県ユニバーサル農業推進会議
令和7年2月27日

【本県】青森県特別支援学校総合スポーツ大会

１　大会趣旨

　県内特別支援学校生徒が一堂に会し、スポーツ競技を行うことを通じて、スポーツの技能向上及び心身の健康の維持増進を図るとともに、生徒相互の親睦を図る。

２　参加対象生徒

・県内特別支援学校中学部、高等部

３　大会種目

13競技　35種目